

編輯部報情閣内

週報

行發日十二月四

靖國神社

臨時大祭を迎へて

(陸軍省新聞班
海軍省海軍軍事普及部)

實現する國營職業紹介所

(厚生省社會局)

庶民金庫の話 (天 藏 省)

山西の殘敵掃蕩進む (陸軍省新聞班)

獨逸合併後の歐洲政局

(外務省情報部)

五錢

——(號九十七第)——

昭和十七年十一月一日發行
第七千七百七十七號
郵政省認可
第四〇五五號



編輯部報情閣内

週報

行發日十二月四

靖國神社

臨時大祭を迎へて

(陸軍省新聞班
海軍省海軍軍事普及部)

實現する國營職業紹介所

(厚生省社會局)

庶民金庫の話

(天藏省)

山西の殘敵掃蕩進む

(陸軍省新聞班)

獨逸合併後の歐洲政局

(外務省情報部)

昭和十三年十月二十一日發行
昭和十三年四月二十日發行

(每週一回本報日發行)

五錢

——(號九十七第)——

露光量違いにより重複撮影

英靈に應へよ

靖國神社臨時大祭に際し四月二十六日
天皇陛下御親拜の時刻を期して一分間
黙禱酬念を致しませう。

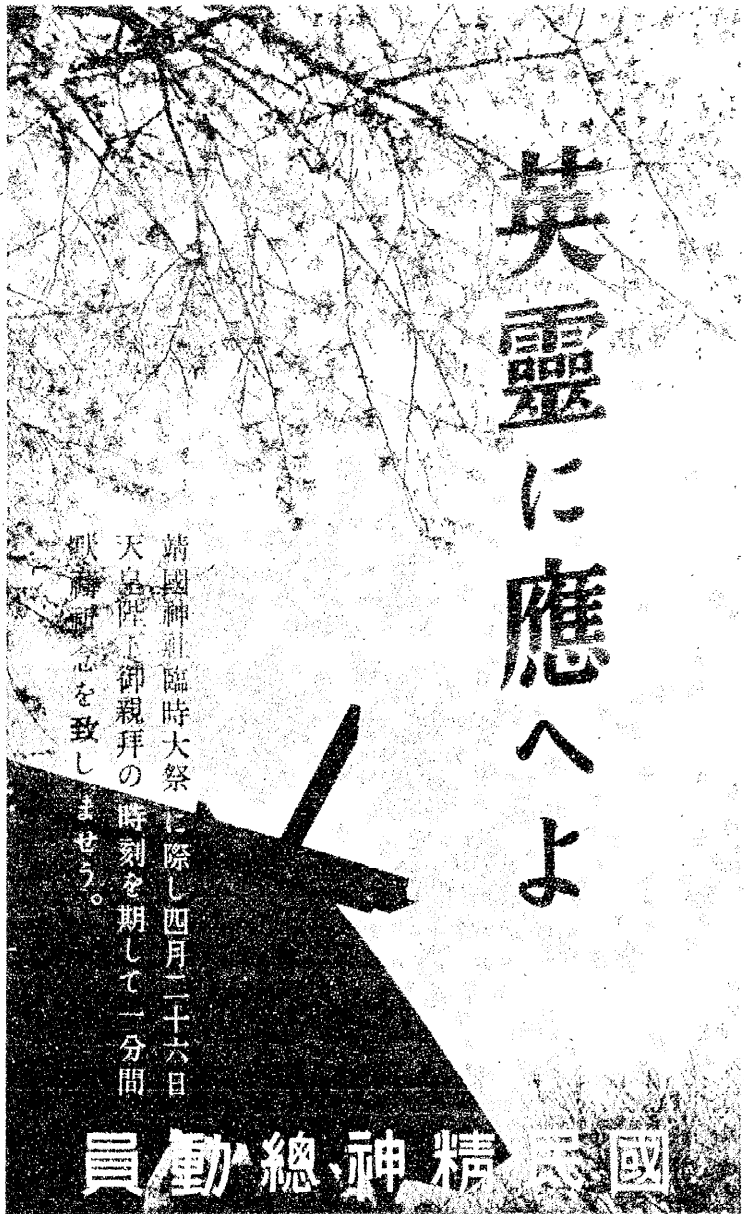
國民精神總動員

週報 第七十九號



靖國神社臨時大祭を迎へて……………	陸軍省新聞班……………(一)
實現する國營職業紹介所……………	厚生省社會局……………(二)
職業紹介事業の躍進……………	……………(三)
庶民金庫の話……………	大藏省……………(四)
山西の殘敵掃蕩進ち……………	陸軍省新聞班……………(五)
近畿館と海軍館……………	……………(六)
國臨時事務……………	……………(七)
獨逸合併後の歐洲政局……………	外務省情報部……………(八)
◇最近公布の法令……………	内閣官房新聞課……………(九)

露光量違いにより重複撮影



英靈に應へよ

靖國神社臨時大祭に際し四月二十六日
天皇陛下御親拜の時刻を期して一分間
黙禱の心を致しませう。

國 民 精 神 總 動 員

週 報 第七十九號

- 靖國神社臨時大祭を迎へて……………陸軍省新聞班……………(一)
- 實現する國營職業紹介所……………厚生省社會局……………(二七)
- 職業紹介事業の躍進…………………………(三五)
- 庶民金庫の話……………大藏省……………(二六)
- 山西の殘敵掃蕩進む……………陸軍省新聞班……………(三四)
- 遊就館と海軍館…………………………(三八)
- (國際時事解説)
- 獨逸合併後の歐洲政局……………外務省情報部……………(四〇)
- ◆最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(四五)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

最近號主要目次

- 第七十四號
 - ▽簡易保險金額制限の引上
 - ▽海軍陸戰隊の話
 - ▽國民とステール・ファイバー
 - ▽北支五省を悉く掌握す
 - ▽討匪すむ滿洲國
 - ▽廣東の近況
- 第七十五號
 - ▽伊太利のファシズム
 - ▽航空機製造事業法案に就いて
 - ▽敵都空襲の體験
 - ▽我が砲火龍海線を制壓す
 - ▽獨逸併合の成る
- 第七十六號
 - ▽八紘一宇の精神
 - ▽武器なき戰士・宣撫班
 - ▽津浦戰線の進展
 - ▽長江沿岸の掃蕩
 - ▽新政權と在留華僑
 - ▽ソ聯裁判の内幕
 - ▽第七十三回帝國議會の概観
- 第七十七號
 - ▽勞働爭議最近の趨勢
 - ▽農業保險制度
 - ▽支那の海軍
 - ▽山東南部の戰況
 - ▽恩給金庫
 - ▽中支新政權の誕生
- 第七十八號
 - ▽自治制發布五十周年に際して
 - ▽自治制制定功勞者の話
 - ▽増税並びに税法改正
 - ▽國力の充實と少年保護
 - ▽潜水艦の由來
 - ▽台兒莊落つ
 - ▽新疆の危機
 - ▽自治制五十年を統計に見る

靖國神社臨時大祭を迎へて

陸軍省新聞班
海軍省海軍軍事普及部

九重の雲深き大内山の乾の方程近き田安臺上に、帝都を俯瞰していと嚴かに鎮座まします神は、國民の熱血的尊崇を捧ぐる我が別格官幣社靖國神社である。來る四月二十五日より三日間に亘り、滿洲事變及び今次事變に於ける殉難烈士の英靈を合祀せらるゝため、靖國神社に於て臨時大祭施行の儀勅許あらせらる。抑、一旦緩急あるに際し身命を祖國に捧ぐるは、寧ろ我が民族的信念であり、又國民的自覺である。従つて今次事變の勃發するや、早くも勇躍征途に上り萬里波濤を蹴つて或ひは北支或ひは江南の野に散り果つと雖も、これたゞ國民的良心の命ずる所、國體の教ふる儘に、只管臣子の本分に邁進したのみで、この間多くの殉國の英靈は何物をも求めもしなければ又希望もしない。唯死してなほ彼等の堅持せる念願は、陛下に對する盡忠の足らざるを恐るゝ一念であり、死してなほ已まざる七生報國の誓約である。然るに畏くもお上に於かせられては、事變未だ半ばの今日戦歿勇士の上を深く御軫念遊ばされ、これ等多くの英靈に對し、近く授くるに國家の榮典を以てせ

られ、祀るに靖國神社の祭神を以てせらるゝ由漏れ承る。これ實に 天恩枯骨に及ぶと謂ふべきもので、臣子の感激愈々その深きを覺ゆるのである。

一、靖國神社創建の由來

我が國では古來、忠勇義烈、一命を國家に捧げて盡せられた所謂忠勇烈士を崇敬するの餘り、これを神とし祀つて報賽の誠を效して來たのである。而して靖國神社は畏くも 勅旨を以て創建せられしのみならず、社格を賜うて別格官幣社に列せられ、永久に國家の祭祀を享ける尊貴の神社であつて、何人と雖も故なくしてはかゝる國家の宗祀たる神社に祀らるゝことは出來ないのである。

靖國神社は實にかゝる名譽ある國家の祭祀を享けるこれ等の神靈のために、明治天皇の深き思召を以て御創建ありしものである。これ等の神靈が世に所謂護國の英靈と仰がるゝ如く、國家に事變ある毎に天翔り國翔り皇軍の行先に尊き守護を垂れて、天壤無窮の皇運を扶翼し奉る所以のものは、かくまで遊ばされる皇恩の厚きに感孚する結果であつて、これ偏へに有難き國體の表現なりと謂はねばならない。

こゝに謹んで靖國神社創建の由來に就いて述べれば、その淵源は今日より八十餘年の昔に溯らねばならぬ。即ち嘉永六年癸丑の歲に、黒船六艘が相州浦賀の灣頭に忽然姿を現はしてより後、

日本國中騒然として鼎の沸くが如き有様になり、爾來憂國慨世の各藩志士は、東奔西走家を忘れ身を抛つて、専ら國事に盡瘁し、ために中道にして命を殞すもの相次いでその數を知らず、死後の祭祀の至らざるものも決して少くはなかつたのである。

孝明天皇は、甚くかゝる殉難死節の士の義烈の志を悼ませ給ひ、夙よりその追祭の典を擧げさせ給はんとす。宸慮なりしも、當時猶ほ國內混沌として萬事 緘慮に委せ給はず、纒かに諸藩民間に於て舉行せらるゝに過ぎなかつた。その後明治元年、有栖川宮織仁親王、東征大總督として東國を鎮撫し給ふや、同年四月二十八日、令旨を下して陣歿者のために招魂祭を行ふ旨を達せられ、六月二日江戸城内西丸大廣間に於て莊嚴なる祭典を行はれ、總督宮を始め奉り大官列席の上、鼓樂洋々、大いに神靈を安んぜしめられた。これ東京九段に創められた東京招魂社の濫觴と謂ふべきである。次いで同年五月十日には、朝廷に於かせられては嘉永六年以降の殉難者の靈を京都東山に合祀する旨仰出され、七月十日、十一日の兩日を以て、京都の河東操練場に於て盛大莊嚴なる招魂祭典を行はせられた。これ今日京都東山に在る靈山官祭招魂社の濫觴である。

五月十日に 明治天皇より下された御沙汰書を拜するに、甚くこれ等節義の士の志を嘉し給うて次の如く仰せられてゐる。

(前略)

癸丑以來、唱義精忠、天下ニ魁シテ國事ニ幾レ候諸子及紳紳有志ノ輩、冤枉禍ニ罹禍者不少、此等ノ所爲、

親子ノ恩愛ヲ捨テ、世襲ノ祿ニ離レ、墳墓ノ地ヲ去リ、櫛風沐雨四方ニ潜行シ、専ラ舊幕府ノ失職ヲ憤怒シ、死ヲ以テ哀訴、或ハ縉紳家ヲ鼓舞シ、或ハ諸侯門ニ説得シテ、川波顯晦不厭万苦、竟ニ抛身命候者、全ク名義ヲ明カニシ、皇運ヲ挽回セントノ至情ヨリ盡カスル所、其志實ニ可嘉尙況ヤ國家ニ有大勳勞者爭カ溷滅ニ忍ブヘケムヤ

即ちこの御沙汰書を拜しても、天皇が如何にこれ等殉國志士の忠烈に對する、御嘉賞と御哀悼の情に堪へさせ給はざりしかが拜祭せらるゝのである。

前述の如く招魂祭は東、西に於てとり行はれたのであるが、明治二年三月、東京奠都のことあるや、更に招魂社建設の議が起り、軍務官知官事 仁和寺宮嘉彰親王勅を奉じ、大村益次郎等をして地を相せしめられ、終にこれを九段坂上に選定し、六月十九日起工、日ならずして假殿竣成の運びに至り、朝廷に於かせられては、同年六月二十九日より七月三日まで五日間に亘つて、合祀の大祭典を舉行せられた。これ實に靖國神社の起源である。その時の合祀祭神は、明治元年伏見、鳥羽、上野、函館等の役のための戦死者三千五百八十八柱であつたが、後、明治八年以來證議を経て、豫て京都東山の招魂社に奉齋せられた英靈を始め、嘉永六年以降の殉國志士を調査して、悉くこゝに合祀せられることとなつた。

靖國神社は初め招魂社と稱せられたが、この稱號は元來國家多事の際に起つたのであつて、在天の神靈を一時招齋する所に過ぎないかに聞え、君國に殉じた國士の神靈を萬世に互り祭祀す

るの社號としては、妥當を缺くやの嫌もないではなかつたので、明治十二年六月四日、別格官幣社に列せられると共に、東京招魂社を改稱し靖國神社の社號を賜はつたのである。同月二十五日には特に勅使を御差遣あつて、その旨奉告の祭典を行はせられた。靖國の字は春秋左氏傳にあるのであるが、祭神の偉勳に依り國家を平和に治むるの義であることは、御祭文中に

(前略)

明治元年ト云フ年ヨリ以降、内外ノ國ノ荒振ル寇等ヲ刑罰メ服ハザル人ヲ言和シ給フ時ニ、汝命等ノ赤キ直キ真心ヲ以テ家ヲ忘レ身ヲ擲テ各モ死亡ニシ共ノ大キ高キ勳功ニ依テシ 大皇國ヲバ安國ト知食ス事ゾト思食スガ故ニ、靖國神社ト改メ稱ヘ、別格官幣社ト定奉リテ、御幣帛奉リ齋祭ラセ給ヒ今ヨリ後彌遠永ニ忘ル事ナク祭給ハムトス

と宣らせ給へるに見るも明らかである。又右に依つて靖國といふ神社號を欽定せられた御慮の程も拜祭せられ、誠に畏き極みである。我が國は古來正義と平和とを以て國是とする。従つて上皇祖列聖常に安國たれと天下をしらしめさんことを御軫念あらせ給ひ、下萬民も亦 聖旨を奉戴して正義と平和のため一身を犠牲にし、死するも猶ほ護國の神となり正義と平和とを擁護せんことを希つてゐる。靖國の名稱は實に我が國體國是に相應しいものであるといはねばならぬ。思ふに皇國のため殉煙の間に馳驅し、護國の神となつた本神社祭神の威烈は萬古不朽であつて、苟くも帝國臣民にして國家のために死を以て忠節を拙んたものは皆本神社の祭神として網羅せら

れ、その数は昨年まで五十一回に互る合祀祭典により十三萬九百六十七柱の多數に及び、若しこれに今回合祀せらるべき四千五百三十三柱をも加へれば、その數實に十三萬五千五百柱の多きに上るのである。顧みれば王政復古の大御代を來せるのも、又世界の列強に伍して文明の惠澤に浴するに至れるのも、共に是れこれ等英靈の忠烈が與つて大なる力であつたことを思はねばならない。

二、祭 神

靖國神社祭神生前の官職身分等に就いていへば、陸軍の所屬あり、海軍の所屬あり、維新前後の殉難死節の士あり、地方官、警察官あり、従つて公卿、藩主、士、卒、神職、僧侶、婦人、農工商等、苟くも帝國臣民にして國家のために忠節を抽んで高潔なる大精神を發揮して、護國の神となれる人々は皆本神社の祭神として祭られてゐる。

抑、明治維新の大業を始めとして、過去數回の大小戦役に於ける祭神生前の靖獻は、最も能く皇國の精華を發揮せられたものである。今や祭神の總數既に十三萬九百六十七柱の多きに上り、神位燦として輝き餘光遠く異域にまで及んでゐる。

方今世道廢れ人心衰へて多く物利物慾に趨り、崇高なる我が國體精神を涵養暢達することの極めて緊要なる時に方り、忠勇義烈の士の實際的事蹟を知らしめ、益、我が國民固有の氣魄を練磨

せしむることは頗る緊要なる事柄である。

三、祭 典

靖國神社の祭典はこれを例大祭、恆例諸祭、合祀祭、臨時諸祭の四種に大別される。

1. 例 大 祭

例大祭は今日では年二回、即ち四月三十日(明治三十九年陸軍凱旋大觀兵式の日)と十月二十三日(明治三十八年海軍凱旋大觀艦式の日)に行はれる大祭である。

例大祭が始めて行はれたのは明治二年九月二十一日で、當日は畏き邊から特に勅使を御差遣あらせられた。その後數度改變があつて大正元年十二月現在の如く定められたのである。當日は勅使の參向あり、武官には休暇を賜はり、皇族を始め文武百官の參拜、幣帛供物の奉納、陸海軍の正式參拜、遺族及び各團體學校生徒その他一般國民の禮拜等引きもきらず、眞に盛況を呈するのである。例大祭には特に合祀祭を併せ行はれることがあるが、この場合には一層賑盛を極める。

例大祭は社格が制定せらるゝまでは、勅を奉じて武官がこれを執行してゐた。即ち祭主軍務官仁和寺宮の奉仕せられたのを始めとし、陸海軍長官又はその代理者がこれに當つてゐたのであるが、明治十二年六月社格制定以來は宮司がこれを掌ることとなり、陸海軍長官はたゞ玉串を奉奠

することになった。

例大祭當日に於ける遺族の待遇は鄭重を極め、昇殿を許し神酒神饌を戴かせ餘興觀覽の便を與へる等掛官諸員の舉措は頗る懇到である。掛官は陸海軍兩省から出張し、清祓大祭直會の祭儀に參列し、兩省を代表して拜神し、屬僚を率ゐて庶事に鞅掌するのを常例とする。

2. 恆例諸祭

靖國神社恆例諸祭中には、大祭としては右の例大祭の外祈年祭及び新嘗祭の兩祭あり、中祭には歳旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭等の諸祭がある。

又本神社の小祭としては、陸海軍兩記念祭、本神社創立記念祭、煤拂祭、除夜祭、その他月々三回の月毎祭等がある。

右に述べた中小祭の外、本神社に於ては明治十二年八月一日以降日々神饌三臺を供し、一日と雖も神に仕へまつるの務を缺かすことはない。なほこの際に於て御命日に相當せる祭神名を宜別けて英靈を奉慰してゐる。

3. 合祀祭

合祀祭といふのは聖旨に基づき靖國神社に祀らんとする人々の靈を、新たに同神社に合せ祀る祭典のことである。

この祭典は明治七年佐賀の亂の戦死者を合祀したのがその第二回目である。爾來臺灣、熊本、

山口、福岡、鹿児島諸役、京城事變、維新前後に於ける諸藩の殉難者、日清戦役、北清事變、日露戦役、韓國暴徒鎮壓事件、大正三年乃至九年戦役、昭和三年濟南出兵事件、滿洲事變等に於ける戦病死者を合祀し、合祀の回数今日までに既に五十一回に達してゐる。就中最も多數の合祀は明治三十八年五月二日の合祀祭であつて、祭神數は實に三萬八百八十三柱に及び、最も少かつたのは明治八年七月三日及び同九年一月二十六日の各一柱である。

維新前の殉難死者は明治元年京都招魂社に合祀せられたのであるが、當時は祀るべき志士を未だ悉く網羅することは出来なかつた。そこで明治八年一月に至り京都招魂社の神靈を東京招魂社に合祀する旨仰せ出されると同時に、各府縣の招魂社に祀られてあつた神靈並びに未だ何處にも祀られてない靈を調査するやう御命じになり、前後十數回の合祀祭に互り悉く合祀せらるゝに至つたのである。

合祀祭は近年の例に依れば合祀すべき神靈の數多きときはこれを臨時大祭と稱し、少數のときはこれを臨時祭と稱へてゐる。

臨時大祭には祭典委員長及び委員が設けられ、臨時祭には陸海軍省より掛官若干名を差し置かれ慎重を極むるのである。今回の合祀祭では滿洲事變及び今次事變に於けるもの陸軍關係三千八百五十五柱、海軍關係六百七十八柱、計四千五百三十三柱であつて、今回の事變關係者は未だ全部は合祀の運びに至つてゐない。

以下少しく合祀祭の次第を述べよう。合祀祭の前一日には清祓式を、更にその夜は招魂式を行ひ、後一日には直會祭が行はれる。招魂式の次第は招魂場に祭壇を設け、左右には曬舎をしつらへ、正面に鳥居を建てその兩側に五色絹を附せる眞榊を樹て、庭燎を焚き陸海軍將校及び軍隊警固の裡に、宮司謹みて神靈を招祭し禰宜以下神饌を供へこれを終れば、招祭せる神靈を本殿に遷して鎮祭するのである。そしてその翌日は臨時の祭典を行ふのであるが、これを合祀祭と申すのである。合祀祭執行の日には必ず勅使參向せられて御祭文を奏せられる。殊に明治八年七月三日と同九年一月二十六日の兩度に於ては、各一名の合祀者のためにいとも莊重な祭典を行はせられたのであつて、祭神に對する敬慮の厚きこと拜祭するに感激の極みである。合祀祭は例大祭に併せて同日に行はれ又は臨時に行はれたのであるが、春季の例大祭にこれを行ふのが近來の例となつてゐる。

4. 臨時諸祭

臨時諸祭とは、臨時に舉行せらるる奉告祭又は記念祭等をいふのである。靖國神社創建以來臨時に執行せられた祭典の中でも、明治五年の正遷座式が最も盛大肅かな祭儀であつた。臨時祭に於て幣帛料を供進遊ばされたのは、改號昇格奉告祭、近衛記念祭、警視局臨時祭、憲法發布並びに皇室典範御治定奉告祭、宣戰奉告祭、平和克復奉告祭等で、又神饌料のみ供進あらせられたのは、御成婚滿二十五年奉告祭等である。

四、皇室の御尊崇

國家の非常重大時に際し身命を君國に捧ぐるは我が民族的信念であり、又國民道德の精髓でもある。死して護國の神となる、既に我等國民の本懐これに過ぐるものなきに、萬代不滅の名を残し靖國神社の祭神と尊崇せられ皇室の御殊遇を辱うす、臣子の冥利正にこれに若くものはない。靖國神社はもと明治天皇の敬慮に依つて建立せられ、社號亦聖慮に出でたものであることは既に述べた通りであつて、大御心のほど唯々感激のほかないのであるが、なほこの機會に於て皇室の有難き御殊遇の程を謹記し奉る。

例祭を年中二回執行すべきは勅定に依るものであり、又祭典は凡て勅旨を以て行はせられたのである。なほかくの如く本神社のことは一に敬慮に出づるのであつて、行幸啓及び御名代の御差遣は、明治七年一月二十七日以來三十六回の多きに上り、勅使の御差遣は百二十四回に及び、幣帛並びに祭料を賜はつたたび數も重つてゐる。

又明治神宮は明治天皇を欣慕し奉る國民の至誠に依つて御造營の運びに至つたが、これに對し靖國神社は明治天皇の國民を思召され給ふ深き御仁慈によつて創建せられたもので、そこに君民の間を感通する一道の誠と親子にも勝るあたゝかき情誼の程に感泣せざるを得ない。

先きに擧げた明治元年の御沙汰書を拜しても、天皇が如何に殉國志士の忠勇義烈の御奉公に

對する御嘉賞と御哀悼の情に堪へさせ給はざりしかを窺ひ奉るを得、四十五年に互る。天皇の御治世、それに續く。大正天皇の十五年、及び今上天皇の今日に至る大御代の間、常に渝らぬ皇室の御殊遇を思ひ合はせて、唯々感涙に咽ばしめられる次第である。

明治二年六月東都九段の地を相して東京招魂社の創建せらるゝや、同年八月二十二日附を以て社領高臺萬石を宛所はれた。當時高臺萬石の社領を宛所になつたのは伊勢神宮と本社との二社のみであつて、單にこの一事を以てするも如何に深き大御心を注がせ給ふかを拜察することが出来る。

後明治七年一月二十七日例大祭の折、明治天皇には本神社に行幸あらせられ、親しく御拜の後暫く御椅子によらせ給うて軍隊の參拜を天覽あらせられ敬感斜ならずして詠ませ給うたのが次の如き御製である。

我が國の爲をつくせる人々の

名もむさし野にとむる玉かき

本社正殿欄間の御宸筆の扁額は即ちこれである。明治七年二月伺を経て扁額に製することを許されたものである。

明治天皇の御親拜は御生涯中前後七回あり、大正天皇は二回、今上天皇陛下におかせられたは既に五回の多きに及び給ひ、昭憲皇太后、皇太后陛下、皇后陛下の御參拜も屢あり、又御名代のことあり、又例大祭には必ず勅使を御差遣あつて御祭文を奏し御幣物を奉らしめられ

る上に、多額の祭料を賜はるを例としてゐる。

かゝる御殊遇は即ち御歴代の天皇の承け傳へさせ給ふ大御心で、總て又明治大正兩天皇及び今上陛下の大御心である。明治天皇の御製集を拜するに、神社に關する數々の御製中、伊勢神宮に次いで靖國神社を詠ませ給へるものが多い。かくてこれ等祭神の上を思召しての御製を拜する時、我等臣子の感銘は愈々深い。

靖國のやしほにいつくかみこそ

やまと心のひかりなりけれ (明治三十九年「鏡」)

國の爲いのちをすてしものふの

魂や鏡にいまうつらむ (明治三十八年「をりにふれて」)

よとゝもに語りつたへよ國のため

命をすてし人のいさをを (明治三十七年「折にふれて」)

外國にかばねさらしゝますらをの

魂も都にけふかへるらむ (明治三十八年「凱旋の時」)

國の爲いのちをすてしますらをの

たま祭るべき時ちかづきぬ (明治三十九年「をりにふれて」)

もみぢばの赤き心を靖國の

神のみたまもめでゝみるらむ (明治四十二年「社頭紅葉」)
又 昭憲皇太后の御歌二首あり、共に明治三十九年「靖國神社にまうでて」といふ御題にてお詠みに遊ばされたものである。

みいくさの道につくしゝまこともて

猶國まもれちよろづの神

神垣に涙たむけてをがむらし

かへるをまらし親も妻子も

更にこれを本社のお寶物について見るに、明治七年に 明治天皇行幸の時納められた赤地青地の大和錦各一匹、及び御製の御宸筆類一面を始め、明治四十四年十二月御奉納の御太刀一口、昭和五年日露役二十五年記念に御奉納の御釣燈籠二種、御祭文並びに 常宮周宮兩殿下御染筆の明治三十七八年戦役戦歿者名簿四帖等がある。而して之に感激するのは當にこの名簿四帖に書き連ねられた神靈に止まらない、それは全同胞の感激であらねばならぬ。

皇族の御參拜は明治二年六月 仁和寺宮の御參拜を、又御奉納は同二年八月 有栖川宮をその初めとし、以來夫々數百回に及びこれ亦全國民の感激する所である。

五、時局に方り英靈を思ふ

家案れて孝子を希ひ國危うして忠臣を思ふ。現下時局は駭々としてその停止する所を知らず、事變は既に單なる武力戰の範圍を脱し、思想、經濟、政治、外交等の一切に互り國家總力戰の形態をとり、しかもその性質は持久長期に互るべき必然性を有し、我が國の前途には幾多の難關が横はり、今後に於ける事變の推移は眞に逆睹すべからざるものがある。この秋に方り我等は茲に、ひたすら 天皇の大御心を奉戴し皇猷翼贊の一途に邁進し一死以て至誠報國の範を垂れられた靖國祭神の上に思を致し、これを龜鑑として心魂を磨き臣道を大いに顯揚する所がなくてはならぬ。かの「天皇陛下萬歲」を唱へて 潔く死んで行つたり、又「父に會ひ度くば靖國神社に來れ」と書き遺して從容死地に飛び込んで行つた人々を考へた時に、この崇高なる心持の前に誰か肅然頭を下げないものがあらう。この至誠純忠の心のみが、古來日本を眞に護り通して來たのである。これ等の祭神こそは教育勅語の「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」より、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」との御言葉を、全くその儘に實踐した臣民の龜鑑であり、活模範であると謂ふべきである。しかも今や何れも護國の神、靖國の神として我等の遵るべき道を永遠に互り垂示し給ふのである。

恭しく惟みるに、靖國神社建立の御慮はこれら忠魂を慰むると共に、ひろく國民をして永きに互り愈々忠節を抽づる鑑たらしめるにある。即ち靖國祭神の忠烈なる精神を軍人を始め一般國民の中に顯揚し、益々皇猷翼贊の實を擧げしめるにある。これがためには靖國神社を以て單に英靈鎮

祭の聖地たるに止めることなく、國民精神作興の根據地たらしめ、十數萬神靈の加護と照覽の下に、全國民をして眞に靖國精神を體現振起せしむる如くせねばならぬ。而してこゝに所謂靖國精神とは、單に戰場に於て忠節を盡すといふが如き狹義のものではなく、實に我が肇國の根本精神である。即ちこれは、天神、皇祖を始め歴代の天皇が、この國土を安けく平らけく治しめさんとし給ふ大御心に他ならず、従つて億兆臣民の唯一根本道でもある。

又我が國の神社は天神地祇歷朝神靈を始め奉り、國家の功臣烈士より祖先一般の祀りあるものであるが、我が國はこの祭神を中心として敬神崇祖の念を以て、上御一人は天業を恢弘し給ひ、下億兆はこれを齎賛し奉るために奉公の誠を致すところに、國體の精華は發揮せられ國體の眞姿は顯現せられるのである。

今や日支事變は長期戦の新段階に入り、しかも我が國四圍の情勢は眞に急迫して大戦前夜を髣髴たらしめるものがあるのであるが、こゝに第五十二回靖國神社臨時大祭を迎ふるに當り、先輩英靈の遺烈を思ふの念實に止み難きものがある。この國家の重大危局に臨み、舉國國民は須らく上下をあげて、正に大いに靖國精神を顯揚實踐し、以て速かに事變の抜本的打開を期すると共に、神國日本の將來に無窮の榮光あらしめねばならぬ。

實現する國營職業紹介所

— 改正された職業紹介法 —

厚生省社會局

職業紹介法改正の必要

我が國現下の情勢に鑑み、國家の遂行する諸政策に順應させるために、勞務の適正な配置を圖ることは極めて緊要である。今次事變下に於ける當面の問題としては、一方に於て軍需勞務の充足を欲速、適確ならしめると共に、他方に於て事變に伴つて起る職業轉換を圓滑ならしめ、よく長期對戦に堪へ得る措置が必要である。そればかりでなく、歸還又は傷痍軍人の職業斡旋についてもその萬全を期する用意がなければならぬ。又、今後の問題としては、生産力擴充計畫遂行のためにも所要の勞働力を適當に供給する必要があり、更に事變後に於ける勞務の調整についても充分配慮されねばならない。そして、これがためには、國策に順應しつゝ、國民各人の資質と事情とを考へてなるべく各々の適職に就かせると共に、これを需める側に對してはなるべく適材を圓滑に供給し、これが配置の適正と需給の圓滑とを圖るやう職業紹介機關を運用する事が最も肝要である。職業紹介機關にかういふ機能を充分に發揮させるためには、その紹介網を全國的に分布し且つその内容を充實し、更にこれが聯絡統制

の組織を強化、真に全國の機關を打つて一丸とし、統一ある活動をなし得るやう整備、擴充することが必要なのである。

ところが、現行職業紹介法では、公益職業紹介事業を運営する職業紹介所は、市町村に經營させるのを原則とし、特別の場合に道府縣もこれを設置することが出来、その他のものは許可を受けてこれが經營を行ひ得るといふ例外を認めてゐるに過ぎない。従つて、現在では、職業紹介所は市町村に經營させるといふ建前をとつてゐるものといへよう。又實情について見ても、職業紹介所七百四十五箇所中道府縣營のものは一箇所、私營のものは二十八箇所に過ぎない状態である。原則として市町村に職業紹介所を經營させるといふこの制度は、職業紹介事業の運営に種々の不備缺陷を生ぜしめ、又これが統制強化をも頗る困難ならしめるのである。今その主要な點を擧げて見ると、

第一に、市町村營では紹介網を全國的に完備させることが困難である。いふ迄もな、職業紹介事業を全國的統制の下に運営するためには、全國樞要の地に普く職業紹介所を配置せねばならぬが、現在の市町村の實情からしては到底適當な分布を實現することは出来ない。

第二に、市町村營では充實した職業紹介所を設けることが困難であり、又市町村の區域を超越しての活動は期待し得られない。これは、市町村の財政上の理由、職員的身分待遇等の理由、市町村が地的團體であるとの理由等からして誠に止むを得ないことともいひ得る。

第三に、市町村營では職業紹介事業を國家的見地に立つて運用することが至難である。職業紹介所

が失業者の救済機關として活動してゐた當時は、市町村が地方的にこれを處理するためその經營に當つたのは當然であるが、職業紹介事業が發展して國家的見地に立つて、全國的に勞務の適正な配置を目標とするやう要請されるに至つた今日に於ては、到底市町村といつた地方自治團體に地方的に處理させる制度を維持するわけには行かないのである。

かういふ實情にあるから、たとへ國家が充分な指導監督を加へるにしても、市町村營職業紹介所の機能には地方自治團體の本質から来る限度があり、到底現下の要求に即應することを得ないのである。そこで、政府では、前述のやうな時勢の要求と、職業紹介制度の缺陷とに鑑み、現行職業紹介制度を改正して現下並びに將來の時局に對處する必要を痛感し、本年一月職業紹介委員會に改正法律案要綱を附議してその答申を得、これを成文化して先般の第七十三回帝國議會の協賛を得、四月一日公布、近く實施せられる運びとなつたのである。

改正の要旨

法律改正の骨子は、第一に職業紹介事業の目標を何處に置くかといふこと、第二に職業紹介事業の運営は政府これを管掌するを原則としたこと、第三に政府の行ふ職業紹介事業の内容のこと、第四に政府の行ふ職業紹介事業運営機關の組織構成のこと、第五に職業紹介事業の費用の負擔方法のこと、第六に國家以外のものの經營する職業紹介事業の制限とこれに類似する事業の規制の六に要約

し得る。

一 職業紹介事業の目標

職業紹介事業の目標につき、法では勞務の適正な配置を圖るためであることを明らかに示した(第一條)。從來や、もすれば職業紹介事業がたゞ單に失業者のための救済事業に止まるかのやうに認識され勝であつたが、職業紹介事業の現状はさきにも述べたやうに單にこのやうな救済的の事業ではない。即ち、職業紹介事業に對する國家的、社會的要求は、失業者ばかりでなく、廣く國民全般を對象としての勞務供給關係の調整を機能とすべきものとなり、従つて、公益職業紹介事業は、結局勞務の適正な配置を目標とせねばならぬことになつて來てゐるのである。こゝに勞務の適正な配置といふのは、大體に於て、國家の要求する國防、産業及び社會上の諸政策に順應すると共に、勞務者の個人的及び家庭的事情と需要者側の事情とを綜合的に參酌し、なるべくこれ等を合理的に一致させるやう就職を指導し、且つこれを斡旋するといふ意味である。

二 職業紹介事業の國家管掌

政府は勞務の適正な配置を圖るため本法に依り職業紹介事業を管掌するものとした(第一條)。これは、政府が自ら職業紹介事業を行ふことを宣言したもので、本改正法律の中核をなすものである。現行法では市町村營を原則として居り、市町村營については職業紹介事業の使命から見ても、その性質から考へて到底現状のまゝ放置することを得ぬことは前に述べた通りである。又、市町村營に關聯して

道府縣營といふことも考へられるが、道府縣營にしても、市町村營を原則とすることに依つて生ずる不備、缺陷は、程度の差こそあれ殘存することになるから、本事業の國家的色彩から見ればこれを地方自治團體の運営に委ねることは不適當であるといはれよう。そこで結局、國家がこれを管掌するのが最も適當だといふことになるのである。その運営に當つて地方的事情が加味されねばならぬことは勿論であるが、それは運営の方法として考慮すべきである。

こゝに政府に於て職業紹介事業を管掌するといふのは、自らこれを運営するといふ意味に外ならない。従つて本條に應じて、政府以外のものの職業紹介事業は、若干の例外のほかは、これを禁ずる趣旨を明らかにしてゐるのである(第二條、第二五條、第二〇條、第二二條)。

三 職業紹介事業の内容

從來でも職業紹介事業にあつては、職業紹介、即ち求人及び求職の申込を受けその斡旋を行ふ外、これに關聯して職業指導、職業補導その他の事項を併せ行つてゐたものもあつたが、所謂職業紹介以外の事項を行ふについての根據を缺いてゐたのである。依つて、積極的にこれ等の事項を行ふ意圖を含めて、政府は職業紹介事業に併せて職業指導及び必要に應じ職業補導その他職業紹介に關し必要な事項を行ふものとした(第三條)。

職業指導といふのは、個人をその適職に配置するために計畫的に行ふ一聯の行爲であるが、職業紹介機關による職業指導は、大體、職業分析及び勞働事情の調査、國家的、産業的、家庭的各事情の綜

合的調査に依つて適職の選定を助け且つこれが就職の斡旋をすることから始まつて就職後の輔導に及ぶものである。

次に職業輔導とは、個人を特定の職業に就かせる目的でこれに必要な職業技術又は知識を授與しその者の職業能力を補ふことをいふのである。個々の具體的な求人に対して就職させるのを目的とし、教育を受けた者がその時代の經濟的諸事情等に依り、今までに修得した職業技術又は知識では直ちに就職することが出来ないやうな場合補足的手段として特色があるのである。その他職業紹介上必要な事項としては、求職又は就職しようとする者のための宿泊施設、信用保證制度、資金の立替、就職資金の貸付等が挙げられる。

四 職業紹介事業の運営機關

政府の行ふ職業紹介事業の運営の第一線の機關としては、職業紹介所を設置することとした(第四條)。職業紹介所は全國樞要の地に適當に配置し、その數は大體四百箇所を設置する豫定である。これに依つて第一線機關の分布を適正にすると共に、これに相當數の職員を配屬させ、その内容の整備充實を期してゐる。

又、この職業紹介所の業務を補助させるため市區町村毎に聯絡委員を設置し(第四條)、又職業紹介所の業務の一部を市區町村長に行はせることとする(第五條等)、職業紹介所の機能を充分發揮させるやう意を配つたのである。

職業紹介所の聯絡統制の機關については本法に明示はしてゐないが、我が國地方行政の實際に徴し現行制度と同様、地方長官に統轄させることとし、中央では厚生省に職業部を置いて全國的に統制し、且つ現業事務の指揮には專任の係官を設けて道府縣間の聯絡に遺憾なきを期したいと考へてゐる。

なほ、職業紹介事業の經營については、中央及び地方に職業紹介委員會を設けて(第六條)、民間の要望等を充分參酌して實際に即した運営をなすやう配慮したのである。

五 職業紹介事業の費用負擔

職業紹介事業を國營とする以上、その費用は國庫に於て全部を負擔するのが一應の理論であるが、職業紹介事業を國營としてもその實際的效果は地方的のものも尠くなく、又事情の許す限り地方的事情をも考慮する要があるから、何等かの立法を以て、或る程度、地方にも關心をもたせることが必要であるし、又現在の制度ではその費用の大部分はすべて地方公共團體に負擔させてゐる實情をも考慮して、職業紹介所に要する費用についてはその一部を地方公共團體に負擔させることとした(第七條)。そして、地方公共團體の財政力には大きな開きがあるので、これを分擔させる具體的方法は充分考慮する必要があると考へてゐる。

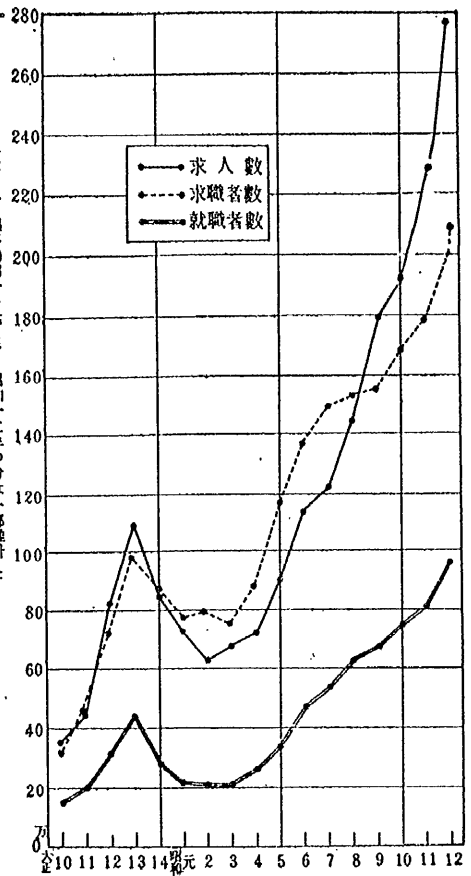
六 國以外のものの職業紹介事業の制限と職業紹介に類似する事業の規制

國家が職業紹介事業を管掌し勞務の適正な配置を圖らうとする以上、國家以外のものの職業紹介事

業は原則として認めないこととしなければその圓滑な運用を期し得ないことはいふ迄もないが、現在の實情では今直ちにその全部のものを禁止することは適當ではない。即ち特殊な職業紹介事業で國家が行ふに適しないものについては本法の規定に依る禁止の適用がないものとし(第一五條、又現に許可を受けて行つてゐる職業紹介事業については、その無料、有料たるも、營利を目的とするを問はず(第二〇條、第二二條)。

次に勞務供給事業と勞務者の募集とは、前者は他人の需めに應じ、一時的業務に使用させるために勞務者を供給する事業であり、後者は勞務者を雇傭しようとする者が自ら又は他人をして不特定多數の者に對して被傭者になるやうに勧誘し又は勧誘させることである。その作用乃至機能が職業紹介事業のそれと殆んど差がないので、これを自由に放任することは職業紹介事業の運営を圓滑ならしめる所以でないばかりか、その事業又は行為に伴ひ易い弊害の防止の必要もあると考へられるので、勞務供給事業及び勞務者の募集は、行政官廳の許可を受けるに非ざればこれを行ふことを得ないものとすると共に、これに制限を加へ監督を行ひ得ることとしたのである(第八條)。

なほ、本法の目的達成を確保するために、これ等有料又は營利の事業等の違反には罰則を設けるととした(第九條乃至第一三條)。



備考 本表には日雇労働者を含まず、昭和十一年の分は二部推計とす。
一般職業紹介所はどれだけ働いてゐるか。職業紹介法が施行された大正十年には、紹介所數一〇〇、一年間の求人取扱數三三八、〇五四、求職者數三二二、七八三、就職者數一五一、三〇四人に過ぎなかつたのが、昨十二年には、求人數一七九、四二四、求職者數二〇九、二六二八、就職者數九六、七五〇に激増し、試みに

職業紹介事業の躍進

昭和二三年を基本にとると、求人數と就職者數で實に、四五倍、求職者數で二六倍の増進を示してゐる。この間の趨勢をグラフでたとると、大正十二、三年に山が出来てゐるのは大體(厚生省調査による)。

かういふ風に、一般職業紹介所の利用状況は時代の姿を反映し年を逐うて職業紹介所の重要性が増してゐる。そしていま國家の手で全国的に統制され、勞務調整の萬全が期せられることになつた。

庶民金庫の話

大 藏 省

庶民金融の途開く

待望の庶民金庫法案は、第七十三帝國議會の協賛を得て、去る四月一日公布され、法律として成立、恐らくは七月初旬には庶民金庫の店開きが行はれることにならう。それは國民にとつて一つの大きな福音である。

この庶民金庫創設問題は、もと／＼廣田内閣當時、時の藏相馬場鐵一氏の手許で取上げられたものであつて、「庶民貸付金庫法案」といふ名稱で、議會に提出するばかりになつて居つたものであるが、内閣總辭職のため、遂に日の目を見ずに終つた。今回の「庶民金庫法」は、この「庶民貸付金庫法案」を、多少増補した程度のもので、その趣旨や内容に於ては、大體同じもので

あるといつてもよさう。

ところで、この庶民金庫なるものは、一體、どんなつもりで作られたものであらうか。

法律の第一條には、「庶民金庫ハ庶民金融ノ圓滑ヲ圖ルコトヲ目的トス」とある。もう少し詳しく詳しくいへば、「中小産業者及ビ勤勞取得者ニ對シ對人信用ニ依ル小口金融ノ圓滑ヲ圖ルコトヲ」(要綱第一)目的とするものである。

現在の我が國に於て、所謂庶民金融を行つてゐる——本業的或ひは副業的に——機關を考へて見ると、信用組合市街地信用組合、普通信用組合、無盡會社、質屋(公益質屋、私營質屋)等が、直ぐ頭に浮ぶが、貯蓄銀行、普通銀行、特別銀行も、この方面に相當の貢獻をしてゐるし、商、工業組合、輸出組合、漁業組合、

住宅組合といつたものや、農村負債整理組合なども、庶民金融の任事に、直接間接、密接な接觸を持つてゐるといへる。また、産業組合中央金庫、信用組合聯合會、商工組合中央金庫、預金部資金局、保險院簡易保險局のやうな機關も、間接的には、庶民金融を行つてゐると見て、差支へない。のみならず、政府はさきごろ、從來から實施してゐる損失補償制度の擴充を行ひ、既設の金融機關の働きに積極性を與へることにもしてゐるのである。

かうした次第で、現在、庶民金融の方面で、主役或ひは側役を勤めてゐる機關なり施設なりは、決して少くないのであるが、これだけでは、まだ／＼國民一般の要望を充分に充たすことが出来ないのである。

金を借りたくも大きな銀行の扉を押して入るわけに行かず、また行つたところで、取引をして呉れるものでもない。他の機關に行つて頼まうにも、擔保はと聞かれると、二の句が續げない。結局は、自分の腕なり誠意なりを信用して、少しづつ返す方法で貸して呉れる、といつた都合のいゝ話は、なか／＼にない。思

ひも掛けぬうまい話だと思つて乗つて見たら、飛んでもない高利貸であつた、といつたやうな話は、殘念ながら、日常茶飯のことになつてゐる。そこで、政府は、非營利組織ノ庶民金庫ヲ創設シ、既設ノ金融機關ニ依リテハ、充分ナル金融ニ恵マレ得ザル庶民階級ニ對シ、小口信用貸付ノ圓滑ヲ圖リ、以テ國民生活ノ安定ニ資セシム(「設立趣旨書」)することになつたわけである。

庶民金庫の組織

庶民金庫の組織については、法律第一條に於て、「庶民金庫ハ法人トス」とだけ規定されてゐる。先に述べたやうな目的乃至使命を持つた機關として見れば、營利的なものであつてならないことは、いふまでもない。従つて、利益配當を目的とする株式會社組織が適當でないのは、當然の話になる。庶民金庫の性質は結局、商會社でもなく、社團法人でもなく、財團法人でもない。「特別の法律を以て設立した特殊の法人」といふことに解釋しておくより外仕方がない。

庶民金庫の資本金は千萬圓とする(法第四條)。資本

金は、いふまでもなく信用の基礎となるものであるから、あまりに少額であつては困るのである。また、「庶民金融の円滑を圖る」といふ重大な使命から考へて見ても、この千萬圓といふ金額では不足ではないか、といふ疑問も起るのであるが、一般國民の金融上の要望を充たすためには、色々な角度から色々な考慮をし、色々な方法を以てしなければならぬわけで、庶民金庫だけが、全面的にその要望を充たす唯一の機關になる、といふやうなことは到底不可能の話であるし、更にまた、従来、特殊の取引關係を持つてゐるとか、組合を組織してゐる者とかいふやうな人々ではなく寧ろ金融の上で頼り少い、いはゞ見ず識らずの人々を主な相手方とし、原則として無擔保で信用貸付をしようといふ新しい試みのことでもあり、それに、資本金を礎として、庶民債券を發行しなければならぬが、さうなると、金融市場の情勢や引受先の懐工合やと、色々な考慮もせねばならぬ、といふことになるので、先づ先づ差當つてのところ、千萬圓程度でスタートを切るといふことは、手頃のところであらう。つまりは、これで充分といふのではなく、一里塚を千萬圓に置いて

た譯である。従つて、將來、相當の経験を積み、また業務の發展したために、増資の必要に迫られる、といふことであれば、何時でも、「主務大臣ノ認可ヲ受ケ」、これを、「増加スルコトヲ得」(法第四條但書)といふことになつてゐる。

資本金の額が一應極まると、これを出資者、つまり出資者は誰かといふことになる。法律第五條は、これは全部政府が出資すると規定してゐる。庶民金庫は元來、營利を目的としてゐるものではないから、民間から出資を仰ぐといふことには、相當の困難を伴ふであらうし、かやうに公益的な性質を持つた機關であつて、政府が社會政策的見地から、特にその設立の必要を認め、積極的にこれを取上げたものであつて見れば、金庫の設立について、自ら物的責任を荷ふといふことはその設立の趣旨に適ふ所以でもあらう。

ところで、この資本金千萬圓は金庫の性質上、これを貸付資金に充當することは、適當でなく、對外信用の基礎として、確りと保有せしめて置くことが肝要である。更にまた、庶民金庫はその性質上、元來が儲からない、否寧ろ或る程度迄不測の缺損の生ずること

ともあらうことを覺悟して業務をやつて行かなければならないものである。従つて、その營業費等の一部については、政府から補助金を出すことにもなつてゐるが、なほその資本金も、安全かつ確實でしかも經常的に一定の収益を生むものであれば、その方の収益を不測の缺損の埋合せやその他の費用に廻すことが出来るわけである。かうした考慮から、政府は「國債證券ヲ交付シテ」(法第五條第二項)出資をすることが出来る、といふ規定が生れたのであるが、このため政府は昭和十三年度に於て、額面千萬圓の三分半利附公債を發行することになつてゐる(法第四十七條)。

金庫の役員は

庶民金庫には、理事長一人、理事三人以上、監事二人以上の役員を置く(法第十一條)が、何れも大藏大臣がこれを任命することになつてゐる(法第十三條)。理事長は金庫を代表し、その業務を總理し、理事は定款の定める範圍内に於て、各代表權を有するが、その職務權限は常に理事長を補佐することを目的とする。なほ理事長に事故のあるときは、理事に於てその職務

を代理し、理事長缺員となればその職務を行ふものとす(法第十一條)。監事が監査機關であることは通常の例の通りである。

右の外、業務經營の實際上の便宜を考慮して、「従タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得」(法第十四條)といふ規定を設けた。これは所謂支配人である。

なほ、理事長の諮問機關として評議員若干名を置き、業務經營上重要な問題について、理事長の相談相手になるやうに仕組まれてゐる(法第十六條)。

金庫は何處に出来る

庶民金庫の主たる事務所即ち本所は、これを東京に置き、從たる事務所(支所又は出張所)は、全國必要の地に設置する(法第二條)。さし當つては、支所は大阪に、出張所は六大都市その他の主要都市に置くことにならう。

なほ、庶民金庫は、業務を一層圓滑かつ迅速に行き互らせるために、既設の金融機關——銀行、無盡會

社、市街地信用組合に、その業務の一部を代理させ得ることとした(法第三條第一項)。この場合には、その代理機關の營業所の位置であるとか、信用の程度であるとか、代理の範圍であるとか、色々と検討を加へる必要があるもので、主務大臣の認可を要することとした(法第三條第二項)。また、金融機關が庶民金庫の貸付の代理をした場合には、その金融機關は、債務者のために、庶民金庫に對して債務の保證をすることを得しめ(法第三條第三項)、これに依つて金庫の貸付の回収を安全ならしめると同時に、金庫からの借入を容易ならしめることとした。

庶民金庫は何をする

庶民金庫の行ふ業務については、法第十七條に規定されてゐる。これを簡単に説明して見よう。

一 割賦償還又は定期償還ノ方法ニ依ル小口貸付

小口貸付が主要業務であることはいふ迄もない。貸付金の償還は、割賦または定期償還の方法に依る。割賦といふのは、日掛、月掛、半年賦、年賦等の方法をいふのである。何れにしても、原則として三年以内に

は償還が終るやうにしたい。貸付金額については、法律に別段の規定を置いて居らないが、原則として一世帯千圓程度とする方針である。

貸付に當つては保證人二人を立てさせ、原則として物的擔保は取らないこととする。保證人の資格については、格別制限はしない。資金を借入れる人と同じ程度の人で差支ない。併し、金庫としては、相當の調査はする。

借入金用途についても、特別の制限はないが、大體に於て、小口の産業資金又は生計資金に限られることにならう。不まじめな投機資金等の貸付をしないのは當り前のことである。小口の産業資金の例を擧げて見ると、例へば

小規模の家屋工場店舗の新築修築改築の資金、小規模の設備機械器具の買入又は修理資金、原料商品等の買入資金、その他運輸資金、以上のために起した借債の償還資金等々。

また小口の生計資金とは、例へば、醫療費、出産費、結婚費、葬祭費、租税公課、緊急衣服費、子女教育費、定期券買入費、轉地費及び敷金、保険料、押し追つた借債の償還その他家計上緊要な資金等々。

なほ貸付の利率は、庶民金庫がどの位のコストの資金を使ふことが出来るか、またどの程度の損失を見込まなければならぬか等の考慮に依つて決定せられるわけであるが、今のところ大體八分見當と考へてゐる支ない。

二 金融機關ニ對スル小口貸付資金ノ融通

庶民金庫は、自身自己の危険に於て、直接に資金需要者に對して貸付を行ふ(前號の場合がこれである)ばかりでなく、自己の危険に於て、金融機關に業務の一部を代理させる(前號)ことも出来るが、なほこの他金融機關自身が自己の危険に於て、庶民金庫と同様の貸付を行ふ場合には、その資金を融通してやつて、これを助成することは、また望ましいことである。本號はこの場合のことを規定したものである。要するに、前號は、金庫自身の直接貸(これを假に「小口貸付」といふ)の場合、本號は、金融機關に對する貸付(これを假に「小口貸付資金の融通」といふ)であつて、資金需要者に對しては、間接的な關係になるわけである。

三 金融機關ノ爲ニスル小口貸付ノ損失補償

他の金融機關の活動を活潑ならしめるためには、

後顧の憂ひをなくすることが肝要である。殊に庶民金庫本來の使命からいへば、營利的見地からは、首をかしげるやうな場合でも、資金需要者の人格なり、誠意なり、或ひはその資金の使ひ途なりを認めて、積極的に貸付をしてやらなければならぬ場合も出て来るわけである。かうした意味から、金融機關が庶民金庫と同様の小口貸付をする場合には、これに對して損失補償契約を結んでやる、といふのがこれである。この場合、一定の補償料を取ることはいふ迄もない。また、無制限に補償をするわけにも行かないから、一定の限度を設けなくてはならない。

四 庶民金庫ト前各號ノ取引ヲ爲ス者ノ預金ノ受入

庶民金庫の貸付資金は後に述べるやうに、庶民債券を以て調達するから、預金を目當にはして居らない。併し取引者の便宜もあらうから、全然預金業務を営むことを得ないこととして置くのも窮屈過ぎる。そこで取引者からの預金の受入だけは、これを許すことにした。こゝに取引者といふのは、「庶民金庫ト前各號ノ取引ヲ爲ス者」であつて、即ち金庫から小口貸付を受ける者(第一號)、資金の融通を受ける金融機關

(第二號)、金庫と損失補償契約を結ぶ金融機關(第三號)を指すものである。

五 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

これは例へば、保護預り、代理受領、代金取立等を指すものである。

餘裕金の處分は

以上のやうな業務を行つてゐる間に、所謂餘裕金といふものが出て来る。これはたゞ金庫のなかに仕舞つて置くのではなく、何等かの方法で適當に運用しなければならぬが、庶民金庫がその性質なり使命なりからいつて、營利的のものであつてはならないといふ建前からすれば、餘裕金はそれに依つて儲けるといふことを目標とせず、寧ろ安全確實に運用することが大事である。そこで法律は、次のやうな規定(第十八條)を設けてゐる。

庶民金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

- 一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

業務資金はどうする

さきにも述べたやうに、庶民金庫の資本金千萬圓は、これを業務資金には運用しないことになつてゐる。そこでその業務を行ふについての資金は、どうして賄ふか、といふ問題が起る。法律の第十九條に依ると、「庶民金庫ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ庶民債券ヲ發行スルコトヲ得」ることになつてゐる。庶民金庫の活動を自由活潑にするためには、浮動性が多く、また預金債権保全のために色々と拘束を受けるやうな預金を、業務資金にするよりも、債券の發行に依つて調達した資金の方が適當である。債券發行の限度を、一應拂込資本金額の十倍としたのは、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫等の例を參照した外、將來の業務發展の見込とか、金融界の情勢とかを頭に入れて考慮した結果である。債券發行については、なほ別の制限がある。即ちその發行額が拂込資本金の十倍を超えない場合であつても、「其ノ貸付金及所有ニ係ル有價

證券ノ現在高ヲ超過スルコトヲ得ズ」(法第十九條後段)といふのである。これは、業務經營上、實際に有用な限度を超えて資金を集める必要もない、といふ程の意味でもあるが、同時に貸付金及び所有有價證券の現在高を以て庶民債券の償還資源の引當とする、といふ意味でもある。

なほ、庶民債券の發行を容易ならしめる意味から、政府はその額面金額現在高の最高一億圓を限つて、元本の償還と利息の支拂を保證することとした(法第十二條)。また、債券の税法上の取扱は「國債以外ノ公債」即ち地方債と同様にすることとし、一般の社債よりも優遇することとした。

金庫の監督は

庶民金庫は、以上述べ來つたやうに、本來が公益的の使命を持つたもので、營利を目的としたものではなく、従つて、剩餘金の配當も行はない(法第二十九條)。なほまた、その資本金の全額を政府が出資し、債券については、額面現在高最高一億圓の保證をすといふところ迄行つてゐるので、免稅その他の特典が與

へられるのは當然であるが、また同時にそれだけに充分の監督を加へて、その業務執行を出來得る限り圓滑ならしめると共に、聊かも失態のないやうに周到な注意をさせることが必要である。かやうな意味で、法律は色々監督に關する規定を設けてゐる。

庶民金庫法が施行されると、直ぐにも金庫の設立準備を進め、恐らく今年七月頃にはその設立を見るやうにならう。我が國初まつて以來の公益的性質を帯びた金融機關である。その使命を果すべく、健全な發達を遂げるやう切望してやまない。

山西の殘敵掃蕩進む

陸軍省新聞班

一、概況

黄河以北の席巻並びに太湖西側地區の肅清も一段落を告げたので軍は引き続き占領地域内所在の殘敵を掃蕩中である。

二、山東南部

台兒莊附近に進出せる我が軍に對し湯恩伯、孫連仲、張自忠等の約十箇師は再び反撃し來り嶧縣東方地區に現出するに至つたので、福榮、赤柴の諸隊は嶧縣南方に片野部隊等は郭里集方面に轉進し侵入せる敵に對し反撃を加へてゐる。

三、山西方面

イ、鈴木部隊は臨縣方面より北進し、四月二日午後二時石樓を我が手に收め、直ちに追撃して永和に向ひ、四

日永和北方にて堅固なる陣地に據れる三、四千の敵を撃破し午後九時遂に永和を占領した。敵は第七十師及び第八路軍に屬する部隊でその大部は永和西方の黄河の渡船場から渡河敗走した。我が空軍はこれを追うて爆撃を加へ多大の損害を與へた。新聞紙の報ずる所に依ればこの際閻錫山は九死に一生を得たといふことである。鈴木部隊は五日更に永和東南方約五里に陣地を占領してゐる。敵を攻撃し、六日夕撃破徹底的打撃を與へた。敵の遺棄せる死體約二五〇、山砲、迫撃砲、機關銃等約三〇門、小銃二〇〇、自動小銃二五、馬匹二〇、彈藥多數を鹵獲した、これに對し我が損害は戦死一、負傷一〇である。

これで鈴木部隊の臨縣、石樓、永和附近の殘敵掃蕩は三月二十八日より四月六日に互り行はれたこととなるが、主な交戦數五回、交戦兵力は累計二萬に達し敵の

損害は遺棄死體のみで累計一千六百に達する。我が損害は戦死二、負傷四〇である。

ロ、松井部隊は三月二十一日中陽を攻略した後石樓に向ひ南進途中四月一日車明峪に於て約一千の敵を撃破し續いて二日乾村に於て約百五十の敵を撃破した。この兩戰闘に於て敵の遺棄せる死體團長以下六〇、鹵獲品は自動貨車一、自動小銃若干である。我が軍の損害輕傷四名のみ。

ハ、山崎部隊は、四月三日石樓入城迄に四月一日には下田庄に於て約二百の敵を破り、二日には石樓附近で約百の敵を殲滅した。

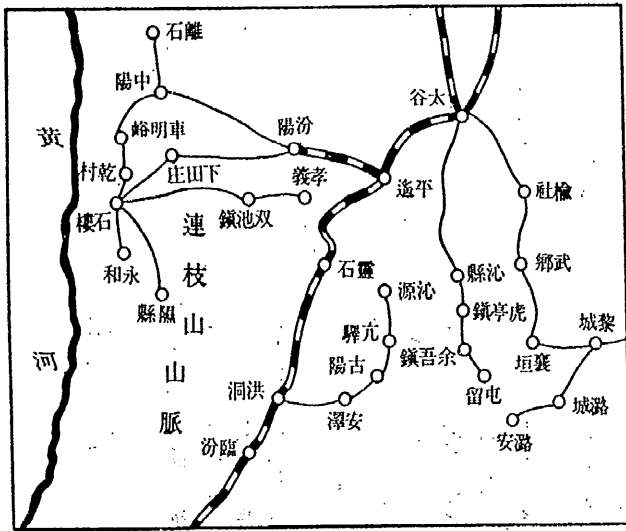
同部隊は轉進して七日双池鎮に至るや約七百の敵と遭遇しこれに猛攻を加へ交戦四時間にして潰滅せしめた。敵の遺棄した死體二百、我が方は戦死一名である。

ニ、鯉登部隊は四月二日臨汾より行動を開始し、四日安澤に於て約五百、その北方地區に於て約六百の敵を撃破し完全に安澤を占領した。敵の遺棄死體百五十以上である。

又その一部は更に前進を續行六日古陽に於て約二千の

敵を撃破し七日午後八時九驛附近に於て四、五百の敵を

山西方面掃蕩要圖 (於四月上月)



驅逐しつゝ沁源に迫つた。

八日早朝沁源に對し攻撃を開始し午前八時三十分遂に完全に占領した。古陽、亢驁、沁源で交戦した敵の兵力は累計約四千で第十九、第八十四、第四十七の各師及び第八路軍である。遺棄死體累計九百で我が損害は微小である。

ホ、工藤部隊は八日早朝から、黎城西方八里にある襄垣の西南に堅固に陣地を占領してゐた約六百の敵を撃破し、引き続き一氣に襄垣にある迫撃砲、機關銃を有する敵を攻撃し猛攻約四時間、午後八時遂にこれを占領し従來共產軍「ゲリラ戦術」による山西擾亂工作の一根拠地であつた同地を肅清したのである。

襄垣附近の敵は第十二、第七十八師に属するもので兵力約三千敵の損害は遺棄死體三百、小銃五十、彈藥九千五百、手榴彈五十その他器具、被服、糧秣等多數を鹵獲した。

同部隊は引き続き襄垣北方一、二里に陣地を占領してゐる約二千の敵を攻撃十日これを撃破した。

ハ、共產軍の根拠地の一つとして有名であつた沁縣も屯留方面より余吾鎮及び虎亭を掃蕩して前進せる我が一部隊のため十日遂に陥落を見た。

四、黄河沿岸の掃蕩

1. 劉汝明軍の掃蕩

臨海線開封、東明附近から黄河を渡河して潜入し各地に蠢動しつゝあつた劉汝明軍に對し、我が軍は三月下旬より掃蕩を開始し長垣、滑縣、濬縣等所在の敵を撃破し四月三日頃迄に概ね掃蕩を終了した。この作戦により敵約一萬を潰滅、黄河以南及び東方に潰走せしめた。敵の遺棄せる死體約三千、我が方の死傷計約百名である。

2. 爾後に於ける黄河沿岸の掃蕩状況は次の如くである。

イ、六日濮陽東南黄河河畔に近き陳寨に侵入し來つた敵約一千を攻撃、交戦約七時間で潰走させた。敵の損害は七百六十で我が軍は戦死三、負傷九を生じた。

ロ、九日濮陽南方劉呂邱に侵入し來つた敵を攻撃南方に潰走せしめた。遺棄死體約五百、我が方は損害二十八を生じた。

ハ、濟源の我が部隊は十日朝約三千の敵の攻撃を受けたが、交戦八時間にして撃退、敵の遺棄せる死體五百以上鹵獲品多數である。我が方は戦死十、負傷四十九を生じた。

(36)



隊部が我の中開戦と敵に地高の西山

ニ、孟縣の我が部隊は十日午後約千五百の敵の攻撃を受けたが交戦三時間にして潰走せしめた。遺棄死體三百を下らず我が損害は負傷四名である。

ホ、平陸の我が部隊は該地附近に於て約三千の敵を掃蕩したが敵の遺棄せる死體六百、迫撃砲二、輕機關銃九、自動小銃百二十、我が損害は負傷九のみである。

五、航空部隊の活躍

一、我が航空部隊は、四日午後遠く西安及び三橋鎮飛行場を攻撃し多大の損害を與へた。我が方に損害なし。

二、我が寺西部隊は十日十五機を以て歸德飛行場空襲の歸途その上空にて敵機五一五型三十機と遭遇し、これに壯烈なる空中戦を展開遂に敵機二十四機を撃墜し赫々たる武功を奏した。

この戦闘で齊藤機は敵の司令機に敢然空中衝突敵機もろとも墜落戦死を遂げた。又下方機は舊黄河の砂地に不時着したが田中機は勇敢にも敵前に着陸してこれを救助し悠々歸還した。

戦闘中重傷を負うた福山中尉は屈せず無事歸還したが部隊長や部下の心からなる輸血に依り回復に向ひつゝありと報せられてゐる。

(37)

遊就館と海軍館

遊就館

靖國神社殿の北方に側して立つてゐる宏壯な建築物が遊就館で、殉難陣死者の遺した武器什物を蒐め、一は英靈の遺徳を頌し一は後昆に多大の感孚を與へてゐる。

館の創立は明治十年西南戦争の鎮まつたころから建設の議が高まり、遂に明治十二年五月六日靖國神社附屬の掲額及び武器陳列場として工を起し、同十四年五月四日落成したのである。

設計は工部省御雇外人技師の擔任で、原型を伊太利城式に採つたもの、その名稱は有栖川宮熾仁親王の「遊必就士」の語を採つたものである。そして故陸軍大將 有栖川宮熾仁親王殿下の御揮毫を乞うて館正面に掲額することとなつた。

剛柔幾多の變遷を経、殊に大正十二年九月一日の大震災は建物に甚大の被害を與へ殆んどその大部を倒壊

したのであるが、幸にも陳列品の損害が比較的僅少であつたのは一に祭神遺徳の賜である。震災後直ちに假建物を急造し更に宏壯雄大な本館は昭和六年竣工落成した。

陳列品は最初各藩又は個人の獻納品及び兵部省の交付品等であつたが、日清日露の二大戦役等によつて祭神關係の遺物並びに戦利品等の出陳を見、その數を激増するに至つた。

陳列の什物中には長くも明治天皇、大正天皇、昭憲皇太后の御遺物、有栖川宮熾仁親王、小松宮 彰仁親王の御遺物を始め奉り、乃木大將夫妻の遺品、特に大將自刃の際の軍服軍刀を始め、殉國の士の武具寫眞等を多數陳列してゐる。その他戦國古來より現代に至るまでの武器什物等も配列され、今や祭神慰靈の殿堂たるのみでなく、武器の沿革や軍事上の参考に資すべき本邦唯一の武器博物館としても名實共に備はつてゐる。

なほ特記すべきは明治十九年五月宮内省より御物の御貸下けを賜はり、同二十九年には靖國神社例大祭時にのみ同様の特典を與へられ、今もなほ繼續されてゐることで、かく皇室の御殊遇に浴してゐるのは本館が絶大の榮譽とするところである。

又明治四十二年十二月から國寶の出品を見ることとなり、ために數多の名刀寶劍が陳列せられ斯道の研究者に至大の便宜と實益とを與へ、我が國刀劍界の一大權威たるに於て全く他に匹儔を見ざる盛觀を呈してゐる。以て「發爲萬葉櫻葉芳難與儔儔爲百鍊鐵銳利可斷鋒」の概を見るべきである。

附屬國防館

附屬國防館は昭和九年四月の開館（建築費は東京市三谷てい子氏の寄附による）で、滿洲上海事變に際し發揮された國民統後の熱誠を記念すべき物件を始めとして、我が陸軍に於ける最新の科學兵器を陳列し、その機構を努めて動的に表示し觀覽者の理解を容易ならしめ、各種實驗によりこれを體驗させる外、

講演映畫をも公開し、科學國防の觀念普及に資してゐる。

海軍館

海軍館は東京市澁谷區原宿三丁目（東郷神社建設地東隣）にあり、海軍軍事の普及及び海國精神の涵養を目的として設立されたもので、昭和十二年の春開館した。

館内陳列室には艦船兵器その他の模型等現代海軍を表現すべき物件、海軍歴史の沿革やその戦動を記念すべき記念品、参考品、圖書、繪畫等を多數陳列して參觀に供し、平易に理解、認識させなためにパノラマやジオラマも造られてゐる。そのほか海軍に關係ある圖書を多數整備してゐる圖書室及び約五百名を收容し得る講堂もあつて何れも一般に公開してゐる。

（遊就館、國防館及び海軍館は靖國神社大祭に當り祭神遺族、陸海軍軍人その他規定該當者に限り無料で觀覽することが出来る。）

獨逸合併後の歐洲政局

外務省情報部

獨逸合併の再確認

ドイツとオーストリアとの合併は、去る三月十三日公布實施せられた獨逸法律及び右法律を獨逸の法律となすべき旨を規定した獨逸法律によつて完成され、ヒットラー總統は新オーストリア州總監として、オーストリア首相であつたザイス・インクワルト氏を任命し、またドイツ政府は、オーストリアの外交權を接收し、在外オーストリア公使館の閉鎖接收を行ひ、またこれに對して帝國政府を初め英米伊等の各國政府も在オーストリア公使館を閉鎖する等の意向を表明してゐるので、獨逸合併は既成の事實として承認されつゝあるのである。

併し、ヒットラー總統は、ドイツ共和國として、またドイツ民族として、歴史的な大事業である獨逸合併を、全ドイツ、即ちオーストリア國民を含む總意に於て再

確認し、それを全世界に開明すべく、四月十日を以て國民投票に問ふこととしたのであつた。

投票の結果は舊ドイツに於ては、投票權者總數四千四百七十四萬九千二百二十七人で、投票總數四千四百五十四萬五千五百八十六票、その中、賛成投票四千四百三十三萬九千五百六十七票、反對投票四十三萬七千二百五十二票、無効投票六萬八千七百六十七票で、また舊オーストリアに於ては、投票權者總數四百二十九萬八千九百九十二人、投票總數四百二十八萬四千七百九十五票、その中、賛成投票四百二十六萬七千八百九十九票、反對投票一萬一千二百八十一票、無効投票五千六百九十五票であつて、豫期された通り、合邦賛成が壓倒的の優勢を示して居り、舊ドイツに於ては九九・〇・二パーセント、舊オーストリアに於ては九九・七五・〇パーセント、兩者を平均して大ドイツ全國としては九九・〇・八

パーセントといふ空前の記録を示したのであつた。

この國民投票の結果は、全ドイツ國民の獨逸合併並びにヒットラー總統に對する白熱的の支持を表明したもので、特に舊オーストリアに於ける驚異的な數字は、この歴史的偉業の意味を一層と光輝あらしめたものであつた。即ち、投票の結果が發表されるや、ヒットラー總統は『オーストリアの人々が、余の確信せるところに背かず、その正しき判断によつて歴史的な獨逸合併に協力したことを衷心喜ぶものである。』と、オーストリア民衆に感謝の言葉を送つた。

かくして、ドイツ民族發展の上に、また歐洲政局の上に新らしき紀元を劃したところの、獨逸合併は、一滴の血を流すことなくして、全ドイツ民族の歡呼と、全世界各國の驚異の裡に完成されたのである。

フランスの政變

かねて財政難局打開に關する財政全權法案を繞つて危機を傳へられてゐたフランスの政局は、ブルム内閣の運命を賭けた同法案が四月五日、辛うじて下院を通過したけれども、同じく人民戦線派である急進社會黨から四十數票の反對投票が投ぜられた事實から、早くも内閣崩壊が豫想されたのであつたが、果して同案が

上院に回附されるや、七日の上院財政委員會は二十五票對六票の大差を以て同案を否決し、さらに九日の本會議は二百十四票對四十七票の壓倒的多數を以て、同案の討議を拒否するに至つたので、遂に第二次ブルム内閣は、三月十三日の成立以來、僅かに二十八日の短命を以て崩壊したのであつた。

かくて、ルブラン大統領はブルム内閣の國防相であつた急進社會黨の領袖グラデーエ氏に後繼内閣の組織を委嘱したので、グラデーエ氏は直ちに組閣に著手し、急進社會黨を中心として、獨立社會派及び中央諸派を含む聯合内閣を組織することに成功し、こゝにグラデーエ新内閣の成立を見るに至つたのである。

グラデーエ新内閣の顔觸れは、グラデーエ首相が國防相を兼任し、副首相にショータン、外相にボンネ、蔵相にマルシャンドー、商相にジャンタン、保健相にリュカール、文相にゼイ、選相にジュリアン等の諸氏が急進社會黨から入閣し、前無任所相のサロー氏は内閣に、ラ・シャンブル空相及びカンパンキ海相は留任、急進社會黨の上院からはクイユ氏が農相に、その他共和同盟のレイノー氏は法相に、獨立右派のマンデル氏は植民相に、シャッペドレーヌ氏は海運相に、獨立社

會派からは土木相にフロッカー、労働相にラマディ、經濟相にパテアールの諸氏が、またキリスト民主派からはシャンペティエ氏が恩給相として入閣したのであるが、問題の中心であるブルム氏の率ゐる社會黨は遂にグラディエ内閣を支持することを拒絶し、閣員を送らなかつたのである。

最近に於けるフランスの政界は、外にはスペイン問題を初め獨逸合邦、チェッコの問題等々の重大事態を控へ、内には財政難局に直面して居り、誠に内憂外患交至るの事情であるが、前の第二次ブルム内閣が、シークタン内閣倒壊の後を受けて成立したのは、獨逸合併の宣言された三月十三日であり、今次のグラディエ内閣の成立したのは、獨逸合併國民投票の行はれた四月十日であるのは、誠に意味の深いところで、フランスに於て舉國一致が頻りに強調されてゐるのは當然である。しかもグラディエ内閣に對して、社會黨が入閣を拒絶したことは、事實上に於て人民戦線が崩壊したものと注目されてゐる。

なほ、グラディエ新内閣は、社會黨の支持を失つた結果、財政全權委任法案の前途に對して早くも不安が豫想されてゐたのであつたが、新内閣は一九三八年

七月三十一日まで財政に關する緊急措置を「一任する」といふ新法案を提出し、下院に於ては十三日、五百八票對十二票といふ壓倒的多数を以てこれを可決し、また上院に於ては十四日、満場一致を以て通過したので、こゝに政情はようやく安定を見るに至つたのである。こゝに於てグラディエ新首相は内に對して大いに舉國一致を強調すると共に、外に對しては、對伊工作に乗り出さんとしてゐるのである。

ポロランドとリツアニアの國交紛争

疾風迅雷の如くに行はれた獨逸合邦に對して、全歐洲が驚愕の目を見張つてゐるところへ、ポロランドがリツアニアに對して最後の通牒を送つたとの報は、重ねて全歐洲に非常なセンセーションを起した。即ち、三月十一日、ウィルナ附近に於ける越境事件を導火線として、ポロランド政府は十八年來の懸案である兩國の國交回復問題を一舉にして解決すべく、十七日午後九時、リツアニア政府に對して、四十八時間を期限とした最後の通牒を送つた。その通牒の内容は、(一)リツアニアは無條件で正常且つ直接な外交關係を恢復すること、(二)リツアニア政府は來る三月三十一日までに、ポロランド駐劄の外交代表を任命すべ

し、右任命に關する覺書は遅くとも猶豫期限たる三月十九日までに交付すべきものとす、(三)右要求に對してリツアニア政府の如何なる修正も留保も許さず、何等の回答なき場合は要求を拒否したものと見做して、ポロランドの合法的權益を防衛するために獨自の行動に訴へる、といふのであつた。

元來、ポロランドとリツアニアとの紛争は、一九二〇年にポロランドが、リツアニアの舊首都であつたヴィルナ市に侵入し、同地方を占領したのに端を發し、兩國の國交は斷絶して今日まで紛争を續けて來た。しかも、この紛争は聯盟が再三ならず調停を試みたのであつたが、遂にこれを解決することが出来ず、兩國の直接交渉に委かされてあつたのである。こゝに於て、三月十一日の國境事件に對して、リツアニア側は國境事件を處理すべき委員の任命をポロランド政府に提議したのであつたが、ポロランド政府は國境事件の處理に先だつて根本的に兩國の國交回復並びに整調を主張し、上記の最後の通牒を送つたのであつた。

かくの如き最後通牒に接したリツアニア政府は、期待してゐたソヴェットの態度も何等動く氣配もなく、英佛の態度も極めて消極的で、四圍の情勢は全く不利

なので、獨力を以てポロランドに對抗することが不可能であることを覺り、遂に屈服してポロランドの要求を承認するの他はなかつた。従つて、こゝに兩國の國交は回復され、正式の外交關係が樹立されて、ワルシャワ及びカワナスに夫々公使館が新設され、公使その他の外交官が派遣されることとなつたのである。

英伊會談の成立

昨年末の英獨會談及び英佛會商と併せて進められてゐた英伊會談は、その後獨逸の攻勢、スペイン問題の進展、英國に於けるイーデン外相の反獨逸政策等のために停頓状態にあつたのであるが、イーデン外相の辭職、獨逸合邦の實現によつて俄然好轉を示し、三月八日以来、ローマに於てチアノ伊外相とバリス英國大使との間に正式交渉が開始され、愈々英伊國交整調に關する協定が近く正式に調印を見るに至つたと傳へられてゐる。

英伊會談の内容として新聞等に報ぜられてゐるところは、イタリー側に於ける要求としては、エチオピアの合併承認、スエズ並びにデナラルタルの中立化問題、地中海に於ける英伊海軍勢力の均等、スエズ運河會社の株式の譲渡、對伊借款及びクレチットの設定、スー

ダン經由によるエチオピア叛徒に對する武器の供給を禁止すること等であるが、これに對して英國側の要求するところは、バレアル諸島を含む全スペインからのイタリー義勇軍の撤収、地中海に於ける安全保障、パンテリア島の防備撤廢、リビア派遣部隊の一部撤収、近東諸國に對する反英宣傳の中止、英佛獨伊四國條約案の支持等であるといはれてゐる。

英伊の對立は、一言にしていへば、エチオピア問題と地中海問題であるが、これが合併承認と安全保障といふ形で交換的に譲歩されて妥協に到達したものであるといふことが出来るのである。この協定の結果として、英國は五月に開かれる聯盟會議に於てエチオピアの合併を承認させなければならないので、既にその工作に着手してゐる模様であり、またイタリーとしてはスペインからの義勇兵撤収の準備に着手して居り、又リビアの駐屯部隊は戰時編成を解いて平時編成に復したとも傳へられてゐる。

なほ、英伊協定の成立と共にベリンシア英陸相はチェンバレン首相の英伊親善の親書を携行してローマを訪問すると報ぜられて居り、その積極的な親伊工作の今後の發展は大いに注目されてゐる。

今後の歐洲の動きを觀る

獨逸合併によつて捲き起された歐洲の波紋は、チェッコに對しても非常な衝撃を與へ、所謂ズーデテン・ドイツの運動が非常に活潑となつて來たことに對して、各國の異常な關心が向けられてゐるが、目下のところドイツ側が頗る慎重な態度で臨んでゐるため問題の爆發が避けられてゐると見られてゐるが、英佛等に於ては、頻りにチェッコ援助が論議されて居り、事態は依然として緊張してゐる。

なほスペイン革命は、獨逸合併問題以來、フランコ軍は頗る優勢となり、全線に互つて總攻撃を開始し、各地に於て人民戦線軍を撃破しつゝあり、既にその占領地域は全スペインの四分の三に達し、バルセロナの人民戦線政府の運命は旦夕に迫りつゝありと報ぜられてゐる。従つて、英伊會談の成立によつて、スペインからイタリーの義勇軍が撤退するまでには、大體フランコ軍の徹底的勝利が實現するに至るであらう。従つて英伊協定がスペイン問題に及ぼす影響は少ないと見られてゐる。

最近公布の法令

内閣官房總務課

- ◇在外公館職員定員令中改正ノ件(三月二十二日公布) (勅令第二百二十四號)
- ◇在外公館費用條例中改正ノ件(三月二十二日公布) (勅令第二百二十五號)
中華民國太原に帝國大使館出張員事務所を、綏遠に在張家口帝國總領事館出張所を、包頭に同總領事館出張員事務所を設置するため大使館二等書記官一名、副領事二名、外務書記生四名を増員し、これに伴つてこれ等職員の在勤俸を定めるため、在外公館費用條例中必要な改正を行つたものである。
- ◇自作農創設維持委員會官制(三月二十二日公布) (勅令第二百二十六號)
本邦農村の現狀に鑑み自作農創設維持の施設の適切な運営を圖るため農林大臣の監督に屬する自作農創設維持委員會を設置したもので、同委員會は農林大臣の諮問に應じて自作農創設維持に關する重要事項を調査審議し、會長一人(農林大臣)及び委員十五人以内を以て組織し、特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くことを得ることとなつてゐる。
- ◇樺太廳中央試驗所官制中改正ノ件(三月二十三日公布) (勅令第二百二十七號)
樺太に於ける各種産業の現況に鑑みこれが化學的調査研究の爲全を期さんぐために樺太廳中央試驗所をして化學工業に關する事務を掌らしめ、これに伴つて技師二人、書記一人、技手二人を増員したものである。
- ◇外務部内臨時職員設置制中改正ノ件(三月二十五日公布) (勅令第二百二十八號)
- ◇大正五年勅令第九十六號外國在勤ノ外務省審察官ニ關スル件中改正ノ件(三月二十五日公布) (勅令第二百二十九號)
外國に於て警察事務に従事せしめる領事一人、外務省審視四人を増員したものである。
- ◇海軍艦政本部令中改正ノ件(三月二十五日公布) (勅令第三百十號)
航海兵器等に關する事項を掌らしめるため海軍艦政本部に部(第七部)を増設したものである。
- ◇臺灣總督府中央研究所官制中改正ノ件(三月二十五日公布) (勅令第三百十一號)
棉育種試驗、無水酒精製造試驗及松脂試驗のため技師二人、技手二人を増員したものである。

日本電氣株式會社製
ニデカタイムロ-ダ-



★一分單位其他特別機構の御註文にも應じます

日本電氣株式會社特定販賣所
ニデカ電氣時計販賣株式會社

本社 東京市日本橋區通二丁目大同ビル電話日本橋 4607-5034
支店 大阪市西區土佐堀通一丁目大同ビル電話土佐堀 7034-4343

露光量違いにより重複撮影

◇臺灣總督府糖業試驗所官制中改正ノ件
(勅令第三百三十二號)
製糖法と無水酒精製造との聯絡試驗實施のため技師一人及び技手一人を増員したものである。

◇山口縣徳山ヲ要港ト爲シ其ノ境域ヲ定ムルノ件
(勅令第三百三十三號)
山口縣徳山を要港とし、その境域を定めたもので山口縣徳山市、同縣都濃郡福川町、富岡村、加見村、米川村、久米村、花岡村及び久保村の各一部、同縣都濃郡富田町、下松町、大華村、末武南村、大津島村並びに同縣防府市野島はその境域内と定められ四月一日から施行せられた。

◇昭和三十二年法律第七十九號船員法改正法律施行期日ノ件
(勅令第三百三十四號)

◇船員法施行令
(勅令第三百三十五號)

◇海事諸法臺灣施行令中改正ノ件
(勅令第三百三十六號)

昭和十二年法律第七十九號船員法改正法律を昭和三十三年三月二十八日より施行し、これに伴つて船員法施行令を制定し、又船員法の改正、及び船員最低年齢法の廢止等に伴つて海事諸法臺灣施行令に改正を加へたものである。

◇簡易生命保險法中改正法律
(法律第二百二十五號)
現行簡易生命保險の保險金最高制限額四百五十圓は現時

の社會經濟情勢に鑑み小額に失し國民生活安定を目的とする制度の機能を發揮し難いのでその最高額を七百圓に引上げたものであつて、その施行の期日は勅令を以て定められる。(週報第七十四號「簡易保險金額制限の引上」参照)

正議。第七十七號(四月六日發行)四十二頁「段各部長官中に、教育部長陳別民を説す。

國策のグラフ 寫眞週報

▽櫻花のもと英靈水へに眠る (靖國神社)

▽徐州方面、敵の鼓動を聞く

▽選信の回顧

▽黒潮に鍛へる國防第二陣 (大成丸便乗撮影)

▽守れ公徳

▽見よ試験の日本、統後の力

▽紀元二千六百年奉祝準備進む

▽海の彼方

第十號 (四月二十日發行)

—< 錢十價定 >—
行發輯編部報情閣内

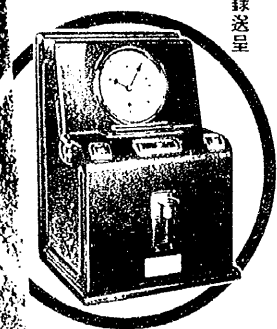
日本電氣株式會社製 **ニデカ**
ニデカタイムロ-ダ-

國民精神總動員

上げよ能率
 備へよニデカ

原價計算に
 作業記録に
 出退勤用に

型録送呈



主要特徴
 五分單位
 自働時報式
 劃期的廉價

★一分單位其他
 特別機構の御註
 文にも應じます

日本電氣株式會社特定販賣所
ニデカ電氣時計販賣株式會社

本社 東京市日本橋區通二丁目 大同ビル電話日本橋 4607-5034
 支店 大阪市西區土佐堀通一丁目 大同ビル電話土佐堀 7034-4343

露光量違いにより重複撮影

◆臺灣總督府糖業試驗所官制中改正ノ件

臺灣總督府糖業試驗所官制中改正ノ件
 臺灣總督府糖業試驗所官制中改正ノ件
 臺灣總督府糖業試驗所官制中改正ノ件

◆山口縣徳山ヲ港ト爲シ其ノ境域ヲ定ムルノ件

山口縣徳山ヲ港ト爲シ其ノ境域ヲ定ムルノ件
 山口縣徳山ヲ港ト爲シ其ノ境域ヲ定ムルノ件
 山口縣徳山ヲ港ト爲シ其ノ境域ヲ定ムルノ件

◆昭和十二年法律第七十九號給付法改正法律施行

昭和十二年法律第七十九號給付法改正法律施行
 昭和十二年法律第七十九號給付法改正法律施行
 昭和十二年法律第七十九號給付法改正法律施行

◆船員法施行令中改正ノ件

船員法施行令中改正ノ件
 船員法施行令中改正ノ件
 船員法施行令中改正ノ件

◆簡易生命保險法中改正法律

簡易生命保險法中改正法律
 簡易生命保險法中改正法律
 簡易生命保險法中改正法律

四第のグラフ 寫眞週報
 寫眞週報の特色は、英米大に眼を、異國情
 景の方面、感奮感動を賜
 へ給ふの點
 一、星洲に於ける國勢第一陣
 一、守見六位
 一、貝之武雄の日本最後の方
 一、昭和十二年六月の準備進
 一、進の後方
 第十號 四月二十日發行

--- 錢十價定 ---
 行發報編部報情閣内

昭和十三年四月二十一日第...種郵便物認可
 昭和十三年四月二十日發
 (毎週、同水曜日發行) 第七十九號

見る週報

◆内閣情報編輯部◆

——次目要主號近最——

祖馬鐵導水	黑
國は道れ潮	に
振兵挺第産	鍛
興器身の日	へ
隊だ隊國民本	る
(七號)	(十號)
(八號)	(九號)
(八號)	(九號)
(九號)	(十號)

毎水曜日發行 (ケ年 四圓八十錢)

◆國策のフラスコ 寫眞週報◆

全圖官報販賣所 全國官報販賣所

新間店・驛賣店・寫眞材料店

十セシ

所 込 申	價 定	週 報
内閣印刷局發行課 電話九ノ内二三二五—一九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區神保町一ノ三 振替東京九二九〇番 各書店・驛賣店	一ケ年(前金) 二圓四十錢 (外國郵便に依る地) 要送料送 (或は四圓八十錢) 一ケ年分未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。	昭和十三年四月二十日印刷發行 編輯者 内閣情報部 印刷者 内閣印刷局 發行者 内閣印刷局 東京市神田區水田町 内閣總理大臣官舎内 東京市豊町區大手町

(本書の大きさは) (規格局判)